

図 3

○令和6年度個人住民税の修正申告等により、個人住民税(所得割)が減少した4人家族の場合

令和6年度 調整給付時

個人住民税(所得割)	40,000 円
定額減税可能額	40,000 円
※住民税分のみ	
調整給付時	0 円

令和7年度 不足額給付時

個人住民税(所得割)	30,000 円
定額減税可能額	40,000 円
※住民税分のみ	
不足額給付時	10,000 円



定額減税可能額 = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) × 1 万円

差額の1万円を不足額給付として給付
※端数は1万円単位切上げ

【解説】令和6年度住民税の当初決定時には個人住民税所得割額4万円、個人住民税分のみ定額減税可能額が4万円のため、調整給付は0円でしたが、当該決定後に税の修正申告を行ったことで、個人住民税所得割が3万円に減少した場合。この事例では、減少後の個人住民税所得割で不足額給付の算定を行うため、個人住民税所得割額が3万円、個人住民税分の定額減税可能額が4万円、不足額給付時の調整給付額は1万円となり、調整給付0円と不足額給付時調整給付額1万円の差額である1万円が不足額給付として給付されます。